

ねんきんコーナー

国民年金保険料学生納付特例制度

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である過程)に在学する学生などで、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】
118万円+(扶養親族などの数×38万円)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、3月末に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の申請書を送付します。引き続き学生納付特例制度の申請をご希望

の場合は必要事項を記入の上、ご返送ください。同一の学校に在学されている場合は、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。

なお、令和2年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付しますので幡多年金事務所までお問い合わせください。

年金相談のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、年金手帳(年金証書)や本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。相談は予約制のため、ご希望の方は幡多年金事務所までご連絡ください。

日時

4月16日(木)

午前10時～正午

午後1時～午後3時

場所

佐賀支所

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎ 5513701

日本年金機構幡多年金事務所

☎ 3411616

固定資産縦覧帳簿

固定資産税の納税者は、固定資産縦覧帳簿を縦覧し、ご自分の土地・家屋の価格(評価額)について、町内のほかの土地・家屋と比較することができます。

◆固定資産縦覧帳簿に記載されている内容

- ・土地について
- ・住所・地番・地目・地籍・評価額(所有者の記載はなし)
- ・家屋について
- ・住所・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額・建築年(所有者の記載はなし)

◆縦覧の目的

ほかの土地や家屋の評価額と比較して、評価額が適正であるかどうかの確認を行う。

◆縦覧の対象者

町内に所在する土地および家屋

の納税者(代理人を含む)

◆縦覧の時に必要なもの

- ・(納税者本人)印かん
- ・(代理人)代理人の印かん、委任状または依頼者の印かん

◆縦覧の期間

4月1日(水)～6月1日(月)

※土日・祝日は縦覧できません。

同時に課税台帳の閲覧もできます。

◆閲覧の対象者

- ・納税者本人

・借地人、借家人、そのほか収益の権利などを有する方(契約書など権利関係を示す書面が必要)

◆閲覧の時に必要なもの

- ・(納税者本人)印かん
- ・(代理人)代理人の印かん、委任状または依頼者の印かん

○お問い合わせ・縦覧場所

本庁住民課 資産税係

☎ 4312816

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第1係

☎ 5513113